

石川県公報

平成 23 年 8 月 2 日
第 1 2 4 1 2 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課) 1	県道の区域の変更 (道路整備課)	2
保安林の指定	(森林管理課) 1	県道の供用の開始 (同)	2
保安林の指定	(同) 1	県有財産売払入札公告 (教育委員会事務局)	2

告 示

石川県告示第316号

石川県税条例 (昭和29年石川県条例第23号) 第130条第2項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成23年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
原 清 隆	羽咋郡宝達志水町宿子254	平成23年2月28日

石川県告示第317号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成23年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の所在場所
七尾市熊淵町中山2の1、3、5、7、花山24
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第318号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成23年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林の所在場所

羽咋市滝町チ150、154、156、158、163、164、179、181、185

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年8月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成23年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
志賀鹿西線	下記区域を道路区域に編入する。			中能登土木総合事務所 羽咋土木事務所
	羽咋郡志賀町上棚わ25番7地先から 鹿島郡中能登町上後山ほ14番1地先まで		12.30～99.90 522.4	

石川県告示第320号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成23年8月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成23年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
志賀鹿西線	羽咋郡志賀町上棚わ25番7地先から 鹿島郡中能登町上後山ほ14番1地先まで	平成23年8月6日	中能登土木総合事務所 羽咋土木事務所

公 告

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年8月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付す物件

- (1) 船 名 加能丸
- (2) 隻 数 1隻
- (3) 船 質 鋼製
- (4) 総トン数 454.00トン

2 最低売却価格

21,000,000円

3 現地説明に関する事項

- (1) 日 時 平成23年8月12日(金) 午後2時から
- (2) 場 所 神奈川県三浦市三崎 三崎港 加能丸船上
- (3) 申込方法 石川県教育委員会事務局庶務課まで現地説明会申込書を持参又は郵送する
平成23年8月11日(木) 午後5時必着

4 開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年8月24日(水) 午後2時から
- (2) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁17階 教育委員会室

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次の各号の全てに該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例(平成23年条例第20号)第2条第1号に該当する暴力団又は、入札案内書に添付する誓約書の第3項(1)から(6)のいずれかに該当する者以外の者であること。
- (4) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員以外の者であること。

6 入札案内書の交付期間及び場所

- (1) 交付期間
平成23年8月2日(火)から平成23年8月22日(月)まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所
石川県教育委員会事務局庶務課 学校施設グループ
金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号 076-225-1813

7 入札参加申込の方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県教育委員会事務局庶務課まで持参し、又は簡易書留により送付しなければならない。
- (2) 受領期限
平成23年8月22日(月) 午後5時(簡易書留の場合は、受領期限内必着とする。)

8 その他

- (1) 入札保証金
入札しようとする金額の100分の5以上
- (2) 入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込を行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
最低売却価格(会計規程第122条の規定により作成された予定価格をいう。)以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約保証金
契約金額の100分の10以上
- (5) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日までに納入すること。

(6) 所有権の移転等

売買代金が完納された時点で所有権が移転するものとし、同日、物件を現況のまま引渡す。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問合せ先

〒920 - 8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県庁17階

石川県教育委員会事務局庶務課 学校施設グループ 電話番号 076 - 225 - 1813